



2025年12月26日

各 位

会社名 スタンレー電気株式会社
代表者名 代表取締役社長 貝住 泰昭
(コード番号 6923 東証プライム市場)
問合せ先 IR部長 青山 雅生
(TEL 03-6866-2207)

会社名 三菱電機モビリティ株式会社
代表者名 取締役社長 田中 和徳
問合せ先 経営企画部長 東田 篤武
(TEL 03-3218-2913)

(開示事項の経過) スタンレー電気と三菱電機モビリティの会社分割(簡易吸収分割)による
次世代車両用ランプシステム事業の合弁会社設立に関わる統合契約締結のお知らせ

スタンレー電気株式会社(以下「スタンレー電気」)及び三菱電機モビリティ株式会社(以下「三菱電機モビリティ」)。スタンレー電気と合わせて「当社ら」は、当社らが2025年4月24日付で開示した「スタンレー電気と三菱電機モビリティの会社分割(簡易吸収分割)による次世代車両用ランプシステム事業の合弁会社設立に関わる統合契約締結のお知らせ」、スタンレー電気が2025年7月18日付で開示した「(開示事項の経過) スタンレー電気と三菱電機モビリティの会社分割(簡易吸収分割)による次世代車両用ランプシステム事業の合弁会社設立に関わる統合契約締結のお知らせ」、当社らが2025年7月31日付で開示した「(開示事項の経過) スタンレー電気と三菱電機モビリティの会社分割(簡易吸収分割)による次世代車両用ランプシステム事業の合弁会社設立に関わる統合契約締結のお知らせ」及び当社らが2025年9月26日付で開示した「(開示事項の経過) スタンレー電気と三菱電機モビリティの会社分割(簡易吸収分割)による次世代車両用ランプシステム事業の合弁会社設立に関わる統合契約締結のお知らせ」(以下併せて「前回の適時開示」)のとおり、本統合を実施するための手続きを進めております。この度、三菱電機モビリティは本日実施された取締役会において、吸収分割(三菱電機モビリティ)の効力発生日について、スタンレー電気は本日実施された取締役会において、吸収分割(スタンレー電気)の効力発生日について、それぞれ下記のとおり変更することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

本書において使用される各用語の意味は、別段の定めがない限り、前回の適時開示で定められた定義に従うものとします。

記

1. 本吸収分割契約(三菱電機モビリティ)の効力発生日の変更

変更前	変更後
2026年1月1日(予定)	2026年3月30日(予定)

2. 本吸収分割契約（スタンレー電気）の効力発生日の変更

変更前	変更後
2026年1月5日（予定）	2026年3月31日（予定）

3. 変更の理由

前回の適時開示のとおり、円滑な立ち上げを実現するため統合にかかる事業運営の基盤整備を進めておりましたが、諸手続き等に時間を要しており、準備に万全を期すため効力発生日を変更することとしました。

4. 日程

効力発生日変更承認取締役会決議（三菱電機モビリティ）	2025年12月26日
効力発生日変更承認取締役会決議（スタンレー電気）	2025年12月26日
本吸収分割契約（三菱電機モビリティ）の効力発生日	2026年3月30日（予定）
本吸収分割契約（スタンレー電気）の効力発生日	2026年3月31日（予定）

5. 今後の見通し

本会社分割に伴うスタンレー電気及び三菱電機モビリティの業績への影響等につきましては、明らかになった段階でお知らせいたします。

以上